

## 令和2年第7回農業委員会総会議事録

令和2年7月10日（金）第7回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

### 農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

### 推進委員 9人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博		3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子		6番	長岡 保義		9番	鈴江 寛
	7番	後藤 保夫		8番	井上 光男			
	10番	奥津 忠和						

### 欠席委員 1人

推5番 三輪 金樹

### 議事

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第37号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項 法務局照会について  
完了届について

### 協議事項

その他

### 事務局職員（書記）

事務局長	吉田 征弘
次長	竹村 陽子
主幹	三村 真司
主幹	高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

三村主幹	只今から、新見市農業委員会第7回総会を開催いたします。本日の出席ですが27名でございまして、欠席の委員は推進委員5番 三輪委員でございます。なお、16番 藤澤委員は遅れられますので、ご承知おきください。では最初に、逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。九州のほうでは昨年が続いて梅雨前線による豪雨が、多くの川が氾濫して、50人以上の亡くなられた方がおられます。今この場を借りて、心よりお悔やみを申し上げます。また被災された多くの方々に、心よりお見舞い申し上げます。当会としても、もし義援金をやるようであれば、ご協力したいと思っております。災害は、いつ何が起こるかわかりません。今回の九州でも、被災された皆さん目の前に、見た事もないという事を口々に言われております。雨の降り方も、増水のスピードも、水の流れも、今までと常識では計り知れないものがあったのだらうと推測されます。これが地球温暖化のせいであれば、二酸化炭素の削減にしっかり協力していかなければならないと思います。ちなみに、人は一日に約1kgの二酸化炭素を排出しているそうですが、空気中にあるものを吸って出すので、増加には無関係だそうです。このメンバーでの委員会の総会は最後になります。本日もよろしく願いいたします。
三村主幹	ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は3番 大原委員に先導をお願いいたします。
大原委員	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それでは、これからの進行は会長よろしく願いいたします。
会 長	議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議に、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、8番 神山委員、9番 川上委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。まず1番でございますが、現地確認を5月29日に行っております。場所は足見、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。次に、

農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地はすべて耕作されており、耕作のため保有している機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり、適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので、適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、譲受人所有の畑と隣接した土地で、地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。

神山委員

7月5日に藤本委員、長岡委員と確認しております。場所なんですけど、●●●●●●から唐松方面へ下りる道の方へ、西へ500m程行った地点です。状況なんですけど、隣接した土地と一緒に作付けの準備でこうてんかけてされていたので、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

仲田委員

事務局の確認日が5月29日ということで、6月の委員会に当然間に合うと思ったんですが、何か理由があつて7月になったんでしょうか。

吉田局長

申請の受付の締切を過ぎておりましたので、7月の方に向けさせていただきます。

仲田委員

それは6月20日までにじゃろ。6月20日までに来たやつは、次の7月になるんだけど、確認日が5月29日って言わんかった？ということ、申請書が出る前に、もう確認したということになるしな。

吉田局長	毎月20日が締切にしておりまして、20日を過ぎたものにつきましては、その次に回るような形で、5月22日に申請書が出ておりまして、5月20日を過ぎてしまいまして、6月の議案の締切を過ぎていた5月22日になっておりますので、確認日は出てすぐの辺りでさせていただいたんですが、締切を過ぎているということで、7月の方に向けさせていただいております。
仲田委員	わかりました。
久保木委員	さっきの件で、局長一人で行かれるんですか、確認は。それとも職員何人かで行かれるんですか。
吉田局長	職員は2名で行くようにしております。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて、議案第33号2番を飛ばしまして、3番の説明をお願いします。
吉田局長	続きまして、3番でございます。確認を6月23日に行っております。場所は神郷油野、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。次に、農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、高齢で遠方に住んでいて、耕作できないため売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく、面積要件

も満たしていること、また地元耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長                   この件について関係地区委員の説明を求めます。

大原委員               確認日が7月3日、橋本委員、仲田委員、井上委員と4名で現地を確認しました。場所は、足立駅から●●●●線を北西へ1kmぐらい入った地区です。この内容、事務局の説明通り問題はないように思います。よろしく審議をお願いします。

会 長                   事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長                   ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長                   全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて、議案第33号4番の議案について、事務局から説明をお願いします。

吉田局長               それでは、続きまして4番でございますが、現地確認を6月23日に行っております。場所は上市、現況地目は田4筆、畑1筆の計5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は7名でございます。次に、農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、貸人が農地の管理ができないことから売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

<p>会 長 眞壁委員</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p> <p>7月5日に溝尾推進委員と調査しました。場所は馬塚、この土地は高梁川に囲まれた中州の土地で、高梁川から西側は上市ということになりますので、そういうことで上市になりますので、●●●●から●●●●までは中州の中の農地です。それから●●●●から●●●●、これは上市の●●●●の工場の南で、2ヶ所ですが問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて、議案第33号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、続きまして5番でございますが、現地確認を6月24日に行っております。場所は哲西町大野部、現況地目は畑1筆となります。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3名でございます。次に、農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、譲渡人が耕作できていない土地で、譲受人の自宅と隣接した土地を贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
<p>谷川内委員</p>	<p>確認日を7月6日、三上委員、奥津委員、そして譲渡人の4名で行って</p>

	<p>おります。場所は野馳小学校から、わかりにくいんですけど、約2kmくらいの所で、●●地区という所です。この土地は譲受人のすぐ近くで、便利上いいと思いますし、何ら問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて、議案第33号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは、続きまして2番でございます。確認を5月29日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆、畑4筆の計5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3名で、価格は記載の通りでございます。次に、農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号、及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積0.1aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また空き家に付随した農地の売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>7月3日に、逸見会長と私の2人で現地を確認しております。これは5月の総会のときに、相続の関係で説明した場所でありまして、一番上の●●●番の●は、ちょうど幼稚園の向こう100mの田んぼであり、あとの4筆は、ちょうど●●●●の前の家があります、その空き家の周りの</p>

会 長	畑であります。現地を確認しております。以上です。 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	事務局へお聞きしますが、調査書で「以下」、「以上」というところはみな同じ文章になっておるんですが、この人は空き家対策で来られると思うんですが、「耕作に必要な機械を保有しており」どんな機械を持っておられるんですか。鍬を持ってるんですか、鎌を持ってるんですか。鍬や鎌は機械とは言わないんですが。
藤澤委員	私のほうから説明します。一番大きい田んぼについては、ずっと前から作っておられる方が耕作をしておられまして、そこへお願いをしております。以上です。
後藤委員	わかりましたけど、事務局の文章の書き方をもうちょっと工夫されたほうがいいんじゃないかなと思う。みな同じですから、「以上」というところは。どなたに対しても。よろしくお願ひします。次回から、新しいときからはいいようにしてください。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第33号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。 続きまして、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは、議案第34号農地法第4条につきまして、このたびは4件の申請がございました。それではまず1番でございます。確認を6月23日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は山中にあり、お参りが困難なため、自宅近くの申請地に新たに移転するというものです。工事期間は許可日から2ヶ月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は山



	<p>中にあり、お参りが困難なため、自宅近くに移転するもので、申請人が所有する土地で、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石移転費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>確認日は7月6日、谷川内、奥津委員、私3名で行いました。場所ですけれども、国道182号線、矢神駅の裏のようなところに●●●●●という●●●があります。そこのところを東へ入っていただき、2kmぐらい行ったあたりにこの該当の土地がありまして、確認いたしました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて、議案第34号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは、続きまして2番でございます。確認を6月23日に行っております。場所は菅生、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は山の上であり、お参りが困難なため、自宅隣の申請地に移転するというもので、工事期間は許可日から2ヶ月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は山の上であり、お参りが困難なため、申請地に移転するというもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石移転費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上</p>

会 長	です。 この件について、関係地区委員の説明を求めます。
眞壁委員	7月5日に、泉推進委員と現地を調査しました。場所は●●●●●から、 県道千屋大佐線に300mほど大佐方面に行ったところの、申請人の屋敷 の中の畑です。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問 はございませんか。
仲田委員	この墓地の面積が9㎡となって、だいたいのことを思ったら半分くら いになってるんですけども、今あるお墓のほうは移転はされるんですよ ね。
眞壁委員	と思います。そこまでは調査していない。この土地は杭打ちはできてま す。この土地については確認しました。
仲田委員	わかりました。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第34号2番の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて、議案第34 号3番の議案について、事務局から説明をお願いします。
吉田局長	それでは、続きまして第3番でございます。確認を6月24日に行っ ております。場所は哲西町上神代、現況地目は畑1筆でございます。転用目 的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は山の上であり、お参りが困難なた め、自宅横の申請地に移転するものです。工事期間は許可日から2ヶ月で す。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件に も該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は山の上であり、お参り が困難なため、申請地に移転するもので、申請人が所有する土地で申請地 に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと

	考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石移転費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	確認日は7月6日、谷川内委員、奥津委員、私3名で行いました。場所は国道182号線、市岡駅から1kmぐらい南へ行ったところに●●●●という店があります。そこを右へ入っていきますと、菖蒲なんかを栽培しているところがあるんですが、そこを1kmぐらい行ったところの交差点をまた右に曲がって、今度はその地区が割と急なところに家がたくさんある内の1軒ですが、自宅のすぐ隣に墓地を移転するというので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	事務局へ聞きます。この3件みな9月9日まで、終わりが。カーソルでポンポンポンポン持ってきたんではない？みな9月9日まで、そんなことがありますか。
吉田局長	この3件が委任されているところの方が同じということもありまして、すべて2ヶ月以内ということで申請が出ております。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第34号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第34号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは、次に4番でございます。確認を6月23日に行っております。場所は新見、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備で、転用理由は長年にわたり休耕しており、今後も耕作ができないので、土地の有効利用のため、太陽光発電設備を設置するものです。工事期間は

	<p>許可日から6ヶ月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。申請人は遠方に住んでおられ、長年にわたり耕作ができていないという状態で、今後も見込まれないため、土地の有効利用のため、太陽光発電設備を設置するというもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、隣地承諾も得ており、この転用はやむを得ないと考えます。資金計画ですが、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>7月5日に眞壁委員、溝尾推進委員と確認しております。場所は●●●●●●を上がっていった所で、前に一度出て、取り下げて、今もう全然手がつけられていなくて、荒れ放題になっておりますので、転用しかないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
久保木委員	<p>転用理由に長きにわたり耕作しておらずと出てるんですが、この長さというのはどういう年数を基準にされるんですか。30年とかあるいは5年とか、長きにわたりといたらいろいろある。</p>
倉脇委員	<p>2年前に草刈りまではしてた。手入れをしてたので、そのときにはだめですよと。</p>
会 長	<p>3年前ぐらいまでは、草刈りだけはしていたらしいです。</p>
久保木委員	<p>3年ぐらい放置してればできる？</p>
会 長	<p>いやそのあとが手入れができなくて、それで今度は2種農地を太陽光発電を認めるということにうちがしたんで、それでもう草刈りだけでも大変なんでということを出されたということです。</p> <p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお4件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。
	(はい)
会 長	それでは諮問不要として、許可を決定いたします。 続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは、議案第35号 農地法第5条につきまして、申請が1件ございました。それでは1番でございます。現地確認は6月24日に行っております。場所は大佐布瀬、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備、転用理由は長年にわたり休耕しており、今後も耕作が見込めないため、申請地に太陽光発電設備を設置するというものです。契約の種類は賃借権の設定、賃借料は掲載の通りで、工事期間は許可日から6ヶ月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。長年にわたり耕作ができておらず、今後も耕作が見込めないため、太陽光発電設備を設置するというもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、隣地承諾も得ており、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、記載の通りですべて自己資金です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
山田委員	確認日は7月6日、久保木委員、後藤推進委員と現地を確認をいたしました。場所は旧布瀬小学校から県道を小阪部の方面へ約800mほど行った所に●●橋があります。そこを渡り、約500mほど行った所に●●部落という部落があります。民家から約50～60m離れており、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
谷川内委員	2種農地で畑なんですけど、これ自動的に雑種地とか、なんかの地目に

	<p>変わるんですかね。もう畑のままで、この名称というのは。例えば10年か20年経ったら、また農地で現況するんなら、また変更しないといけないし。ちょっとそこが疑問に思うんで。雑種地になっていたら、違う建物にしてもいいと思いますけど、農地のまま太陽光するんでしたら、どういふふうになるのかなというのがちょっと疑問に思いました。以上です。</p>
後藤委員	<p>法務局へ申請するのは自分でしか地目変更できませんので、農家台帳の中で、これは太陽光になったんなら、雑種地ということを経営委員会のほうではできるとは思いますけど、台帳上はできないと思います。本人が法務局に申請しない限りは。</p>
会 長	<p>5条なんで畑のままで、課税は現況課税だから、雑種地なら雑種地で課税するのもかもしれない。</p>
後藤委員	<p>だから農家台帳を変えて、税務課にデータを送ってやれば畑でもなつて、今度は高い税金でかかるから、そのことは農業委員会はしてあげないといけない。そうしないと不公平。</p>
会 長	<p>必然的に雑種地になるということはありません。</p>
谷川内委員	<p>2件出てますけど、受けた時点で雑種地に変更とかいう指導のほうがいいんじゃないかと思いますが、どんなものでしょうかね。</p>
会 長	<p>それはまあ本人さんの</p>
谷川内委員	<p>書類を受けたときに、こうしたら農地のまま残りますよっていうことで、太陽光は俗にいったら10年か20年ですから、けどまた何年か経ったら</p>
会 長	<p>太陽光外したら、また畑にするかもわかりません。</p>
谷川内委員	<p>指導としては、雑種地というような選択肢があるんですよというのを、申請者に対して指導したほうがいいんじゃないかと思うということを行っているだけで、そこから先のことは言いませんけど、ということで、以上です。</p>
後藤委員	<p>関連して一緒ですが、4条で墓地出ていても、墓地になっているんだけど、畑が本人さんが税務課に墓地に変えてくれと言わなかったら、何もわからない。さっきみたいに畑にするかもわからない。それはわからない。</p>

	ただ課税上の問題は、税務課にデータがいかない限りは原野。それは農業委員会が言わないと、税務課へ。現況を変えてもらわないといけない、お互いに。農家台帳だけが現況が変わって、課税台帳は全然畑のままだったら、太陽光した人は大儲けをしてる。
山田委員	墓地なんかは課税なしでしょ。
会 長	課税なし。
後藤委員	今日は出なかったけど、宅地なんかも一緒でしょう。住宅建ってます。狭くなったからと、前も出たんですけど、これを農業委員会事務局のほうで課税の台帳へデータを送ってやらない限りは、課税と農家台帳は違うということ。
会 長	それは税務課は税務課で調べるんだらうけどね。
後藤委員	調べるんじゃないしに、ここへ出てきたのを税務課について調べるわけないでしょう。それは家を建てた新築の評価に行くかもわからないけど。
谷川内委員	わからないだけで調べない。
後藤委員	それは絶対わからない。
山田委員	新築は調べに行く？
後藤委員	家は調べに行かないと課税できないから。
会 長	墓地は建てたら、本人が申請しないと。案外気がついてみたら、畑のままだったという所はあることはあります。
後藤委員	だから農業委員会や4条や5条へかかった分が、どういうふうに流れを変えるか、そこを税務課と連携しておかないと全然整合性がとれない。
竹村次長	ここで毎回通った議案は、税務課の固定資産税のほうへ議案を送っています。
後藤委員	そうじゃろ。谷川内さんが心配したことは「変わる」。ただ台帳上は法務局へ自分で申請しない限りは変わらない。それだけはどうしようもない。

会 長	課税は現況課税だからそれは変わる。
後藤委員	それさえできていけば問題ない。
谷川内委員	素人の方が申請に来られるんで、太陽光するというのはいいとしても、結局は雑種地に変更してくださいというのを、僕は指導してください、受けたときに指導してくださいということをお願いしたいだけです。するしないは個人の自由ですから、それ以上言いませんけど。言ってあげないとわからないんじゃないかということをお願いしたいだけです。
後藤委員	農業委員会が許可書を出すでしょう、申請者へ。そのときにこれをもって登記してください、一言言えばいい。
谷川内委員	済んだからもういいわって、申請者がですよ、済んだからこれでいいわっていうんじゃないしに、長年して相続したときに、また農地のまま相続したら大変な問題が起きるということを僕は言いたいだけで。
会 長	税金としては、農地のほうが安いからです。
谷川内委員	相続するのに。
会 長	それは雑種地でも農地でも相続は同じ。
谷川内委員	兄弟が多かったりしたら、面倒なことが起きるということです。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	他にありませんので、議案第35号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。



会 長	<p>(はい)</p> <p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。</p> <p>続きまして議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が2件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。まず1番ですが唐松が田2筆、5年の使用貸借。2番が大佐布瀬、田1筆、5年の使用貸借となっております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について、事務局の説明が終わりました。続いて、関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>7月3日に、逸見会長と私で現地を確認しております。場所は唐松へ入って、備北新線の突き当たりの旧道へ出る三叉路の所から、右へ50m行きますと、今度はまた右へ集落道があります。●●集落という所です。そこを約200m行きました、その集落道の左側の田んぼであり、ここへ2筆となっておりますが、もう今1枚となっております。以上です。</p>
後藤委員	<p>7月8日に確認をいたしました。場所は小南地区にある交差点を、北房川上線で布瀬のほうに行きますと旧布瀬小学校があります。その前に農地があるんですが、川沿いに一番川のほうに近い所の土地であります。この人高齢なんですけど、この地区が中山間直接支払制度というものに取り組んでおまして、この貸し借り、親族関係であって、以前から管理はしてあげておったということなんで、今後の直接支払制度の関係で、借りてやっていこうということなんですけど、娘さんが●●地区、一番下の集落になるんですが、そこへ嫁いでおりますんで、その婿さんもだいぶ農業やりますんで、問題ないと思いますんで、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第36号 新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。          続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が1件で、今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について、事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問はございませんので、議案第36号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>再設定は決定といたします。          続きまして、議案第37号 現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第37号現況証明にかかる現況認定につきまして、申請が2件ございました。まず第1番でございますが、確認を6月23日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は宅地1筆で、理由は昭和40年頃から埋め立てて、駐車場として利用しているというものでございます。次に第2番でございます。確認を6月24日に行っております。場所は草間、現況地目は畑2筆で、理由は高齢になったため耕作できず、他人へ貸していたが借り主も耕作できなくなり、平成10年頃から耕作する人がいなくなり、雑種地になっているというものでありますが、現況を確認しましたところ、雑草が伸びているものの耕作可能と判定された土地でありまして、農業振興地域に該当する農地でもありまして、農地として利用可能なもので、非農地としても証明はできないと考えます。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>

仲田委員	<p>確認日は7月3日、井上推進委員、大原委員、橋本委員と現地のほう確認しております。申請者は一人娘さんで、お嫁にいて、実家のほうなんです。お父さんお母さんは亡くなられて、今空き家となっております、空き家を売買するというので、申請が出てきたものだと思います。すぐ家の前のほうで、宅地となっております。以上です。</p>
神山委員	<p>7月5日に藤本委員、長岡委員と確認しております。場所は草間郵便局から西へ、井倉方面へ向かって600mくらい行った所です。現況なんです。事務局の説明通り、草は生えてるものの雑種地ではないと判定しました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号1番については現況認定ということで、2番は認められない、却下ということです。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは、今の結論に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>それでは1番は認定、2番は却下ということになりました。暫時休憩といたします。40分まで。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは報告、法務局照会物件につきまして、今回は3件出ております。1番の場所は千屋実、確認を6月1日に行いました。現況地目は雑種地3筆で、平成の初め頃から雑種地となっているというものでございます。2番の場所は哲西町上神代、確認を6月4日に行っております。現況地目は</p>

	<p>雑種地2筆、平成の初め頃から雑種地として利用されているというものでございます。3番の場所は上熊谷で、確認を6月23日に行っております。これは平成8年頃から雑種地として利用しているというものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員から報告をお願いします。</p>
小田委員	<p>7月4日、山本委員さんと現地確認いたしております。場所ですが、180号バス停から手前50mぐらいの所なんですけど、実はこれ平成の初め頃、農業委員はいっぺん出されてるみたい。建設屋、●●さんが現在、土場としてもう使われてるんです、ずっと。私が現地確認行ったときに、2年間やって、地目が田畑。これは違法じゃないのかなど。ということで、調べたらこの地主、所有者なんですけど、法務局行ってない。そのへんのこと、さっきから話が出ていたんですが、委員会でなんかそういう手立てでもないのかなど。委員会通ったからもういいんだろうという地主の方がおられるんです、要は。で、こういうことが起きるんです。先月も同じ地主で、同じ所出てるんです。前は総会で通ったんですが、今回も通さざるを得ないんでしょうけど。こういう問題は、今後けっこう出るんじゃないですか。そういうような気がします。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>資材置き場とかなってましたら、要するに7割方資材を置かないと、法務局は認めないんですよ。農業委員会から転用認めてくれたといっても、法務局は資材置き場としてなら、資材を7割方置いたときに言ってこいと。</p>
小田委員	<p>もともとはこれ埋め立てなんです。だからここへ出して、OKもらったからといって、埋め立てをしたんです、残土捨て場に。今でも残土捨ててある。先月出たやつも残土捨て場。で、違法になるぞと。私だったらまあいいけど、どうにかなるんだけど、次誰か難しい人が委員になって、おいおいこれは違法じゃないか、ということになると大変だよって言って、今回は司法書士に頼んでやられたんです。</p>
後藤委員	<p>さっき言ったように、現況証明も法務局証明も、事務局が許可書出したときに、これを持って登記してくださいと、はっきり言わないといけない。それが親切なんです。許可書出したら、もういいわと思ってる。そういう人がおられるから、これを持って登記をしてくださいよと。</p>
小田委員	<p>借りたほうも登記というか、委員会が通ったからいいだろうと埋め立てをしてる。でも現実には、まだ残ってるでしょう、農地。</p>

会 長	よくいるんです、そういう人が。
山田委員	例えば資材で、土管とかそういったものを投げていたら、たしか20年間は現況でもとれないと聞いたことがあるんですが、20年放置していても。
後藤委員	山の中から畑なんかへ植林しても、法務局はすぐに植林は認めない。山としては絶対認めない。抜いたらまた畑になる。税金対策の関係もあるから、早く言えば木を植えていても、登記行ってみてもまだ小さい苗、地目は変えてくれないから、何年か経たないと。
会 長	さっき私が言ったように、埋め立てでも7割方埋め立てないと、それは認められないから。
久保木委員	それは事前に埋め立てて、事後申請でいいんですか。
会 長	それはいけない。
久保木委員	今13番委員さんが言われたように、現況はまだ畑も残ってる。
会 長	けどいっぺん農業委員会出してるらしいんで、調べればわかると思います。
小田委員	もう調べて出ておりました。
会 長	未登記だったということですね。 それでは2番をお願いします。
三上委員	確認日は7月6日、谷川内、奥津委員3名で行いました。場所は国道182号線、市岡駅から50mほど南へ行った所に右へ入って、ずっと中国道のほうへ50mほど上がって、突き当たりをすぐ左に曲がった所でした。高い所で道も狭く、不便で水路も悪いような所でしたし、この所有者の方が1年ほど前から移転されて、住宅がなくなってますので。現地は立木がありました。以上です。
谷岡代理	確認日が7月6日、小西委員と行っております。場所は岩山駅の裏ぐらいの所でございまして、平成8年頃から雑種地となっております。以上です。

会 長	次に、完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届が5件出ております。1番が菅生地内、農地法施行規則53条による携帯電話無線基地局への転用。2番が千屋地内、農地法第5条による墓地への転用。3番が千屋井原地内、農地法施行規則第29条による農道への転用。4番が千屋井原地内、農地法第5条による作業道への転用。5番が千屋井原地内、農地改良届による嵩上げとなっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば、1番からお願いします。
谷岡代理	確認日が7月6日、小西委員と行っております。申請通りきちっとできておりました。以上です。
小田委員	7月4日確認いたしました。立派なのできておりました。3番は7月4日確認しております。立派な農道になっておりました。4番が7月4日、これは水路の改修の中でつけた作業道なのですが、撤去されて農地になっていました。5番も確認が7月4日、いっぱい嵩上げされて、雑種地にされてるんですかね、建物ができつつあります。以上です。
会 長	ありがとうございました。続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
	(ありません)
会 長	事務局からありませんので、続きましてその他ですが、事務局からありますか。
三村主幹	<p>それでは、次回の総会の日程だけ、お知らせをさせていただきます。8月21日(金)に予定をされております。詳細につきましては、7月20日の臨時総会で、改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知いただければと思います。</p> <p>それでは、ここで3期以上で、このたびやめられる方に対しまして、県の農業会議から感謝状が出ておりますので、会長からお渡ししたいと思います。名前をお呼びしますので、前に出ていただいて、お待ちいただければと思います。それでは、清原さん、谷川内さん、藤澤さん、3名いっぺんになるんですけど、前にお進みください。</p> <p>( 会長より感謝状代読、授与 )</p>

竹村次長	お疲れさまでした。連絡事項2件お伝えさせていただけたらと思います。本日の送別会なんですけれども、18時から伯備ということで、よろしくお願ひします。それと、みなさん今まで積み立てていただいた積立金があると思うんですけれども、これはまた今日の会が終わってから、清算をさせていただいて、それからみなさんにここで一旦お返しさせていただこうと思います。ここでやめられる方、申し訳ないんですけれども、また20日以降、バッジを事務局のほうへお返ししていただくときに、事務局まで取りにお越しただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	事務局へ伺います。議事録はどうなってますか。前回の議事録、今日持ってきてますか。
竹村次長	はい、持ってきてます。
後藤委員	前みたいなことがないように。前回はあとから判を全部取りに来ました、3年分を。そんなことがないようにお願ひしますよ。
竹村次長	わかりました。
後藤委員	きちっとやっていただけてるんですね。
竹村次長	今日も前回の分を署名いただきました。
後藤委員	誰とは言いませんけど、3年分がまとまってきたことがありますので、よろしくお願ひします。
仲田委員	ざっとは想像できるんですけども、12ページ、完了届の届出者名前●●、下の4番と同じ人じゃないかなと思ったんですが、印刷ミス？
竹村次長	別の方なんです、同じお家の方。
仲田委員	わかりました。印刷ミスではないんですね。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。ないようでしたら閉会したいと思います。

	(ありません)
会 長	それでは、谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 11 時)